

## 奈良市議会議員政治倫理条例施行規則（案）

平成23年10月17日現在

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市政治倫理条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第5条第1項第3号及び第5号の「市並びに市が関係する」また、第6号の「市が補助金等を交付する団体」とは次に掲げるものとする。

- (1) 市（水道局を含む）
- (2) 地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人
- (3) 名称の如何にかかわらず市が出資する法人および補助金等を交付する団体等

（辞退届）

第3条 条例第5条に規定する辞退届の提出は様式第1号によるものとする。

（宣誓書）

第4条 条例第6条の規定による宣誓書の提出は様式第2号によるものとする。

（審査会の会長及び副会長）

第5条 奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

（審査会の会議）

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の定数の3分の2以上の者が出席しなければ開会することができない。
- 3 審査会の議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前条及び前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（辞退届）

第7条 条例第5条第2号の規定による辞退届は、様式第2号によるものとする。

（市民の調査請求）

第8条 条例第7条第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法の規定により選挙人名簿に登録されている者とし、選挙管理委員会が告示したものとする。

- 2 条例第8条第1項の規定による調査の請求は、様式第3号の調査請求書によるものとする。
- 3 前項の調査請求書とともに提出する名簿は、様式第4号の調査請求署名簿によるものとする。
- 4 条例第9条第1項の規定による調査結果報告書は、様式第5号によるものとする。
- 5 条例第9条第2項の規定による請求者への回答は、様式第6号によるものとする。

（説明会）

第9条 条例第12条第1項の規定による説明会の開催請求は、様式第7号によるものとする。

- 2 議長は、条例第12条第1項の規定により説明会を開催するときは、開催の日時及び開催の場所その他の必要な事項を開催日の7日前までに告示するとともに、広報に努めなければならない。

付則

この規則は平成 年 月 日から施行する。